



結城市景観計画 【概要版】



平成29年 3月

結城市

目次

1	景観計画とは	1
1-1	景観計画とは	1
1-2	本市の上位関連計画との関係	1
2	景観区分	2
3	景観計画区域・景観形成重点地区	4
4	景観形成方針	5
5	届出対象行為	6
5-1	景観計画区域（景観形成重点地区を除く市全域）	6
5-2	景観形成重点地区	6
6	景観形成基準	7
6-1	景観形成基準で定める事項	7
6-2	景観計画区域（景観形成重点地区を除く）	8
6-3	景観形成重点地区	16
6-4	色彩基準誘導イメージ	20
7	その他景観計画に係る方針	22
7-1	景観重要建造物の指定の方針	22
7-2	景観重要樹木の指定の方針	22
7-3	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	22
7-4	景観重要公共施設の整備に関する方針	22
8	景観まちづくりの推進に向けて	23
8-1	市民・事業者・行政の協働による景観づくり	23
8-2	景観まちづくりの推進方策	23

1 景観計画とは

1-1. 景観計画とは

景観計画は、景観法（平成16年12月施行）に基づき、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画で、建築物や工作物等の建築等において、届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行うものです。

また、景観計画の位置づけは次のとおりです。

- ①景観法に基づき、市民・事業者・市の協働のもと、本市の魅力ある景観形成の創出のために策定する計画です。
- ②第5次結城市総合計画後期基本計画の体系別計画に掲げる基本施策2-1に掲げる「計画的で魅力あるまちづくり（都市計画）」の個別施策3「良好な景観形成」を実現するための具体計画です。
- ③関連計画との整合性を考慮しながら、「景観形成ガイドライン（北部市街地）」及び「結城市総合景観形成ガイドライン」を踏まえた計画です。

1-2. 本市の上位関連計画との関係

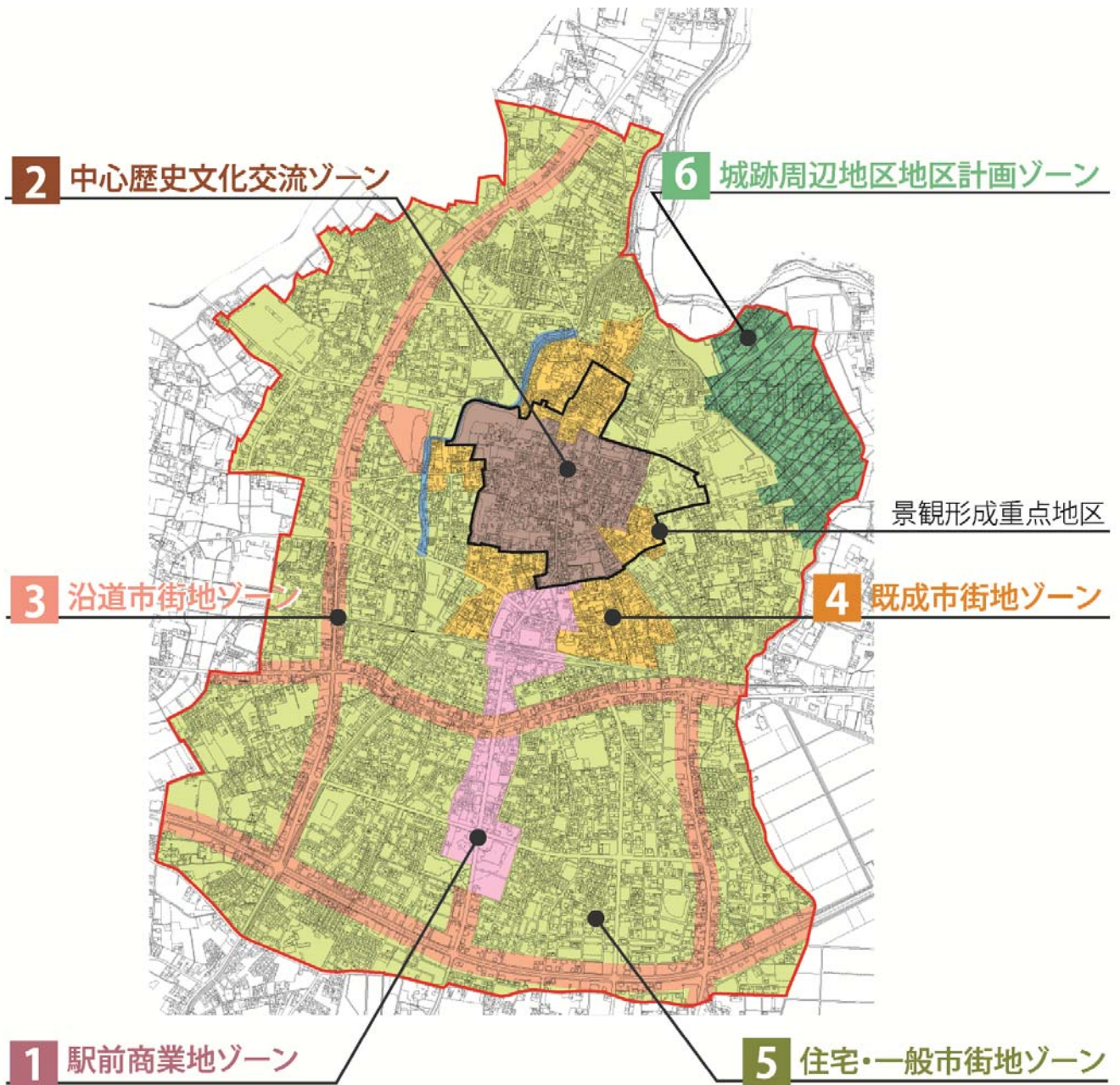
第5次結城市総合計画後期基本計画をはじめ、本市の上位関連計画における景観計画等の主な位置づけは次のとおりです。

- ①第5次結城市総合計画後期基本計画【H28.3】
 - ・計画的で魅力あるまちづくりの推進に向け、良好な景観形成を実現するための具体計画として位置づけ
- ②結城市都市計画マスタープラン【現在改定中】
 - ・景観まちづくりの方針として、景観計画による結城らしい景観まちづくりの推進と、計画的な景観の保全・誘導を位置づけ
- ③景観形成ガイドライン（北部市街地）【H23.8】
 - ・景観施策展開の検討において、本市の景観施策をより総合的、効果的に、かつ継続的に展開していくため、景観計画の策定等の必要性を位置づけ
- ④結城市総合景観形成ガイドライン【H26.8】
 - ・景観施策展開の検討において、具体的な手法として、景観法を活用した景観計画の策定や景観形成重点地区の指定を位置づけ
- ⑤結城市まちづくり基本方針【H28.3】
 - ・歴史的街並みの保全・活用に向けた面的施策の検討として、伝統的建造物群保存地区検討とともに、景観計画等と連動した街並みづくり施策の検討を位置づけ

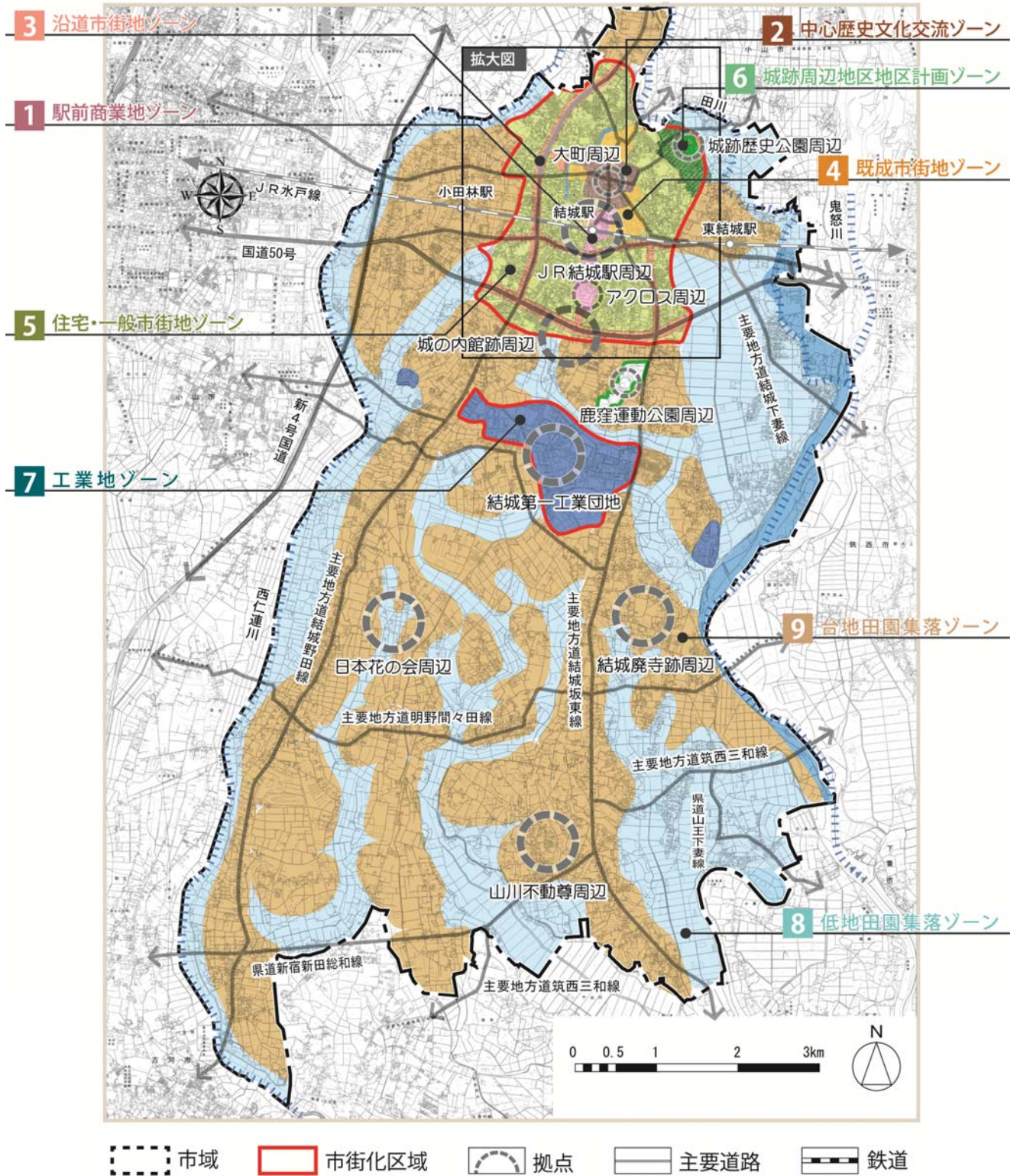
2 景観区分

本市の地形や土地利用等の特性を踏まえ、以下に示すように景観区分を設定します。
結城市景観計画では、これらのゾーンを基に、ゾーンの特性に応じた景観形成基準を定めます。

■ 景観区分（拡大図）



■ 景観区分（全体図）



3

景観計画区域・景観形成重点地区

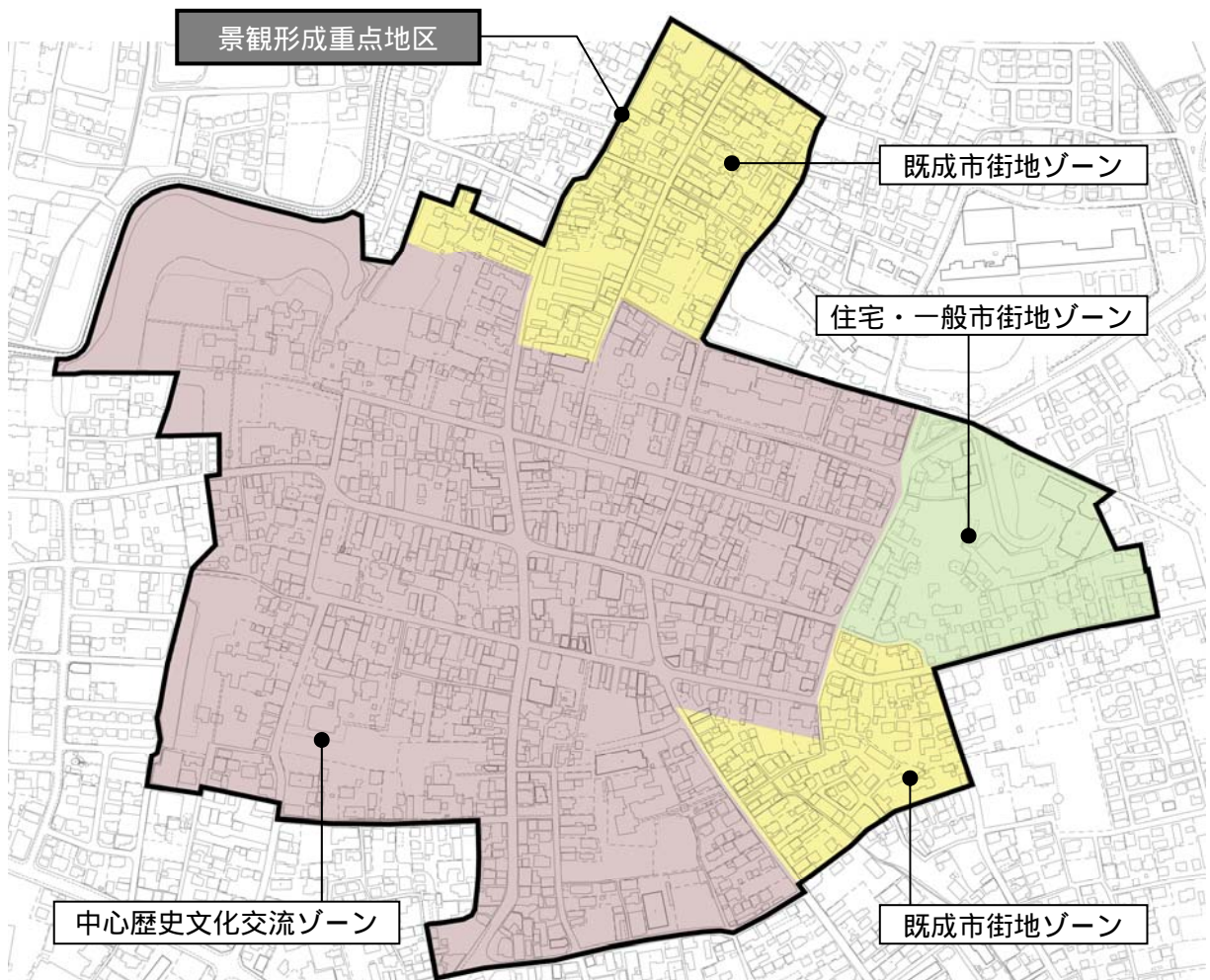
景観計画の計画区域は、結城市全域とし、市全体で総合的・一体的な景観形成を図っていくものとしします。

また、景観計画区域のうち、特に本市を特徴づけるような景観形成に向けて、重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区を景観形成重点地区に位置づけます。

景観形成重点地区は、本市最大の景観特性としての歴史・文化的景観の保全・創出を図るため、中心歴史文化交流ゾーン及び歴史的街並みとしての連続性の確保等一体的な景観形成が必要と考えられる既成市街地ゾーン、住宅・一般市街地ゾーンの一部を位置づけます。

なお、景観形成重点地区内にある駅前蔵通りや大町通り、紺屋町通りなどの江戸時代からの町割りを今に残す路線については、歴史的にも貴重な景観形成重点路線と捉え、景観形成重点地区と一体となった景観誘導を図るものとしします。

■ 景観形成重点地区の区域



4 景観形成方針

本市の良好な景観形成を図るため、市全体の景観形成方針を次のように定めます。

1. 自然や筑波山と調和した水と緑あふれる景観づくり【自然景観】
2. 地形や農地・山林を生かしたのびやかな景観づくり【田園景観】
3. 歴史・文化を伝える風格ある景観づくり【歴史・文化景観】
4. まちなかの魅力とにぎわいある景観づくり【中心商業地景観】
5. ゆとりある心地よい市街地景観づくり【市街地景観】
6. 人の営みを感じ・継承する景観づくり【集落景観】
7. メリハリのある景観づくり【シンボル景観】
8. みんなで守り・つくり・育てる景観づくり【市民協働】

自然景観



田園景観



歴史・文化景観



中心商業地景観



住宅地景観



集落景観



5 届出対象行為

本市の良好な景観形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある下表に示すそれぞれの行為については、計画段階において事前協議及び景観法に基づく届出を行うものとします。

5-1. 景観計画区域（景観形成重点地区を除く市全域）

区分	行為	規模等	
		用途地域	非用途地域
① 建築物	新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが31mを超えるもの ・高さが9mを超え，かつ延べ面積が2,000㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが20mを超えるもの
② 工作物	新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが15m（擁壁にあっては5m）を超えるもの 	
③ その他	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更で，次のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 変更に係る土地の面積が15,000㎡以上のもの (2) 変更に伴い生じるのり面，擁壁の高さが5mを超え，かつ長さが10m以上のもので，変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの 	

建築物の「高さ」，「延べ面積」は，建築基準法施行令の規定によるものとします。

景観法第16条第5項に定める国の機関又は地方公共団体が行う行為，及び第7項の各号に掲げる行為（通常の管理行為，軽易な行為，非常災害のため必要な応急措置として行う行為等）は除きます。

城跡周辺地区地区計画ゾーンにおいては，都市計画法に基づく地区計画で定められる届出を行うことにより，景観計画における届出を行ったことと見なします。

5-2. 景観形成重点地区

区分	行為	規模等
① 建築物	新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが9m以上，若しくは延べ面積が500㎡以上の建築物
② 工作物	新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが15m（擁壁にあっては3m）を超えるもの ・太陽光発電施設については，規模等にかかわらず全て
③ その他	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更で，次のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの (2) 変更に伴い生じるのり面，擁壁の高さが2mを超え，かつ長さが10m以上のもので，変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの
	木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の木竹の伐採又は植栽
	物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積で，高さが2mを超え，かつ，その用途に係る面積が1,000㎡以上のもの

建築物の「高さ」，「延べ面積」は，建築基準法施行令の規定によるものとします。

景観法第16条第5項に定める国の機関又は地方公共団体が行う行為，及び第7項の各号に掲げる行為（通常の管理行為，軽易な行為，非常災害のため必要な応急措置として行う行為等）は除きます。

景観形成重点地区に含まれる既成市街地ゾーン及び住宅・一般市街地ゾーンにおいても，上表に示す行為については，同様に届出が必要となります。

6 景観形成基準

6-1. 景観形成基準で定める事項

景観計画区域及び景観形成重点地区において、先述の届出対象行為に対する景観形成基準を定め、市民・事業者との協働により景観区分ごとに良好な景観形成を図っていきます。

建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 街並みとしての連続性確保や、良好な住環境の維持・保全を目的として、壁面の位置に関する配慮事項を定めます。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 街並みから突出した高さとならないよう、また日照等良好な住環境の維持・保全を目的として、高さに関する配慮事項を定めます。
	形態意匠 ・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、風格と落ち着きのある景観の維持・創出を目的として、建築物の形態、デザインに関する配慮事項を定めます。
		<ul style="list-style-type: none"> 同様に、建築物の外壁や屋根、屋外設備等の色彩に関する配慮事項を定めます。
	建築物に付帯する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 景観に大きく影響を及ぼす恐れのある看板・広告物に関する配慮事項を定めます。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> うるおいある景観の創出を目的に道路に面する部分や敷地囲障、駐車場等への緑化に関する配慮事項を定めます。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備や敷地内に設置される広告物等に関する配慮事項を定めます。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、建築物と同様の考え方に基づき景観に対する配慮事項を定めます。また、太陽光発電施設や通信用鉄塔の設置に対する配慮事項についても定めます。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更に伴い設置されるのり面や擁壁に対する景観に対する配慮事項を定めます。 	

6-2. 景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

建築物等【市街地部】

景観区分		1) 駅前商業地ゾーン									
事項											
位置		<ul style="list-style-type: none"> 街並みとしての連続性を確保するため、できる限り隣接する建築物間での壁面の位置を揃えるよう配慮すること。 県道結城停車場線に面する建築物については、歩行者等に与える圧迫感を軽減し、開放感ある沿道景観を形成するため、原則として建築物の3階以上の壁面の位置は、道路境界線からできる限り後退させること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、突出した高さとならないよう努めること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 本市の顔となる商業地として品のある景観形成を図るため、奇抜なデザインは避けること。 店舗等の低層部のデザインは、塀等で遮蔽せず、できる限り開放的なデザインとなるよう工夫すること。 大きな壁面を有する建築物については、できる限り壁面の分節化や色使いに変化をつけ、窓などの開口部のデザインの工夫に努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲とすること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 中高層建築物の上層部は、できる限り低彩度かつ高明度となるよう努めること。 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R（赤）	6 以下	Y R（黄赤）	6 以下	Y（黄）	6 以下	G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）
色 相	彩 度										
R（赤）	6 以下										
Y R（黄赤）	6 以下										
Y（黄）	6 以下										
G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する側については、植栽を施したり、フラワーポット等を設置するなど、敷地規模に応じ、できる限り敷地内の緑化に努めること。 道路に面して駐車場等を設置する場合は、できる限り駐車場内の緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 照明等については、壁面等のライトアップ、ディスプレイの照明などを工夫し、駅前商業地として夜間の景観演出に配慮すること。 									

景観区分		事項	3) 沿道市街地ゾーン								
位置			<ul style="list-style-type: none"> 街並みとしての連続性を確保するため、できる限り隣接する建築物間での壁面の位置を揃えるよう配慮すること。 歩行者等に与える圧迫感を軽減し、開放感のある沿道景観を形成するため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。 								
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、突出した高さとならないよう努めるとともに、周辺住宅地に配慮した高さとする。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 心地よい沿道景観の形成を図るため、奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和や周辺住宅地に配慮すること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲とすること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 壁面等にアクセントカラーを使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R（赤）	6 以下	Y R（黄赤）	6 以下	Y（黄）	6 以下	G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）
色 相	彩 度										
R（赤）	6 以下										
Y R（黄赤）	6 以下										
Y（黄）	6 以下										
G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 独立して設置する広告物の足下は、できる限り緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。特に工業施設や商業施設等に併設する設備は、隣接住戸から直接見えないよう配慮すること。 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 立体駐車場を設置する場合は、できる限り沿道からの見え方に配慮した、配置、形態意匠、色彩となるよう努めること。 									

景観区分		事項									
			4) 既成市街地ゾーン								
位置		・良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。									
高さ		・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 ・大きな壁面を有する建築物については、できる限り壁面の分節化や色使いに変化をつけ、窓などの開口部のデザインの工夫に努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 ・強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 ・壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色相	彩度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 									

景観区分		5) 住宅・一般市街地ゾーン										
事項												
位	置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 										
高	さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 ・裏口的に利用される建物北側については、沿道からの見え方に配慮し、良好な住宅地景観の創出に努めること。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色 相	彩 度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色 相	彩 度											
R (赤)	6 以下											
Y R (黄赤)	6 以下											
Y (黄)	6 以下											
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下											
建築物に付帯する	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 										
緑	化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 										
そ	の	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 										

景観区分		6) 城跡周辺地区地区計画ゾーン										
事項												
位置		・壁面の位置については、下館・結城都市計画城跡周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条の規定に従うものとする。										
高さ		・建築物の高さについては、下館・結城都市計画城跡周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条の規定に従うものとする。										
形態意匠・色彩	形態意匠	・緑豊かで落ち着いた住宅地としての景観形成を保全するため、屋根の形態は勾配屋根を基本とし、周辺の歴史的な景観との調和するデザインとなるよう努めること。										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は落ち着いた色調とし、原則として、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 ・地区計画区域内本丸ゾーンにおいては、屋根の色は黒、茶、深緑を基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色相	彩度	R (赤)	3以下	Y R (黄赤)	3以下	Y (黄)	3以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度											
R (赤)	3以下											
Y R (黄赤)	3以下											
Y (黄)	3以下											
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	3以下											
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、自家用のものに限る。また、壁面利用及び突出看板のみとし、屋上広告は設置不可とする。 ・壁面利用及び突出看板を設置する場合は、地区の歴史的景観に配慮し、設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。特に、立体造形看板や映像看板（LEDビジョン等）を設置する場合は、十分に配慮すること。 ・地区計画区域内本丸ゾーンとお屋敷ゾーンにおいては、設置する看板は一辺が1.2m以下、面積は1.0㎡以下とすること。 										
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、原則として、生垣、板塀、竹垣、築地塀など自然素材とすること。その場合には、閉鎖的にならないよう高さは1.5m程度とすること。やむを得ずネットフェンス、アルミフェンス等を用いる場合には、その内側に植栽を施すこと。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 										
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 										

景観区分		7) 工業地ゾーン									
事項											
位置		・ 圧迫感を軽減し開放感ある工業地の景観を形成するため、壁面の位置は積極的に道路境界線から後退させること。									
高さ		・ 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、突出した高さとならないよう努めること。									
形態意匠・色彩	形態意匠	・ 良好な工業地景観の形成を図るため、奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和や周辺の田園集落・自然環境に配慮すること。									
	色彩	<p>・ 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として原色を避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。</p> <p>・ 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R（赤）	6 以下	Y R（黄赤）	6 以下	Y（黄）	6 以下	G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）
色 相	彩 度										
R（赤）	6 以下										
Y R（黄赤）	6 以下										
Y（黄）	6 以下										
G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<p>・ 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。</p> <p>・ 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。</p> <p>・ 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。</p>									
緑化		<p>・ できる限り敷地内の緑化に努めること。</p> <p>・ 道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。</p> <p>・ 独立して設置する広告物の足下は、できる限り緑化に努めること。</p> <p>・ 敷地内の植栽や緑地については、適切な維持管理に努めること。</p>									
その他		<p>・ 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。</p> <p>・ 道路に面する部分にフェンス等を設置する場合は、透過性のあるフェンスとすること。</p> <p>・ 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。</p> <p>・ 立体駐車場を設置する場合は、できる限り沿道からの見え方に配慮した、配置、形態意匠、色彩となるよう努めること。</p>									

建築物等【田園集落部】

景観区分		8) 低地田園集落ゾーン 9) 台地田園集落ゾーン									
事項											
位置		<ul style="list-style-type: none"> ゆとりある集落地等の景観の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。 建築物の位置・配置については、周辺の田園景観や河川の広がり、平地林等の緑との調和、集落のまちなみの連続性に配慮するよう努めること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や筑波山への眺望を阻害しないよう、できる限り高さを抑えるよう努めること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 田園・自然景観との調和を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 屋根の形態は、できる限り勾配屋根とし、周辺の田園や河川・平地林などの自然環境、歴史・文化的な景観と調和するデザインに努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は落ち着いた色調とし、原則として、以下の表で定める範囲内で、できる限り低明度、低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合は、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色相	彩度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、自家用のものに限る。また、できる限り屋上看板の設置は避け、壁面利用及び突出看板とすること。 壁面利用及び突出看板を設置する場合は、周辺の自然・田園景観に配慮し、設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は、できる限り、生垣、板塀、竹垣、築地塀など自然素材とすること。また、ネットフェンス、アルミフェンス等を用いる場合には、その内側に植栽を施すなど、周辺の景観との調和に努めること。それらの場合、閉鎖的にならないよう高さに配慮すること。 敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 									

工作物

景観区分 事項	各ゾーン共通
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、各ゾーンにおける建築物の基準に準ずる。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類や用途に応じ、設置位置や形態意匠及び色彩等について各ゾーンの景観特性を考慮した上、周辺の景観との調和を図る工夫を行うこと。 ・地上に設置される太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）は、位置については、道路の見通しの妨げにならないよう、必要な対策を講じること。また、事業区域の面積に応じ、適切な緩衝帯を設けること。パネル及び付帯設備の色彩については、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とし、彩度は3以下（マンセル表色系による）とすること。 高さについては、山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないよう配慮すること。ただし、城跡周辺地区地区計画ゾーンについては、景観形成重点地区の基準に準ずる。 ・通信用鉄塔の設置にあたっては、設置位置は幹線道路から30m以上離れた位置に設置すること、道路に面する側は緑化すること、シリンダー型に統一することを原則とする。

その他（土地の形質の変更）

景観区分 事項	各ゾーン共通
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう努めること。 ・のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に努めること。 ・擁壁は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響を極力抑えるよう努めること。

6-3. 景観形成重点地区

建築物等【景観形成重点地区】

景観区分		2)中心歴史文化交流ゾーン										
事項												
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の1, 2階の壁面の位置は, できる限り歴史的街並みの連続性に配慮すること。 ・原則として, 沿道に面する建築物の3階以上の壁面の位置は, 歴史的街並みの連続性を確保し, かつ歩行者等に与える圧迫感を軽減し, 開放感ある沿道景観を形成するため, 道路境界線からできる限り後退させること。 										
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さをできる限り抑えるとともに, 2階部分の高さは, 歴史的建造物との連続性に配慮すること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街並みとの調和を図るとともに, 歴史的街並みの連続感を創出するため, 奇抜なデザインは避け, できる限り伝統的様式を採用すること。 ・風格のある歴史・文化景観を形成するため, できる限り, 屋根の形状は勾配屋根とすること。また, できる限り下屋, 庇を設置するよう努めること。 ・開口部は, 周辺の歴史的建造物と調和した形態・意匠とするよう努めること。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁, 屋根及び屋外設備等の色彩は, 歴史的街並みとの調和を図るため, 落ち着いた色調とし, 原則として, 以下の表で定める範囲内で, できる限り低明度, 低彩度となるよう努めること。ただし, 材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については, この限りではない。 ・店舗等において強調色(アクセントカラー)を使用する場合は, 原則として低層部に小さく使用し, できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>彩度が2~3の場合, 明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色相	彩度	R(赤)	3以下	YR(黄赤)	3以下	Y(黄)	3以下	GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)
色相	彩度											
R(赤)	3以下											
YR(黄赤)	3以下											
Y(黄)	3以下											
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)	3以下											
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は, 自家用のものに限る。また, できる限り屋上看板の設置は避け, 壁面利用及び突出看板とすること。 ・壁面利用及び突出看板を設置する場合は, 周辺の歴史・文化景観との調和に努め, 設置位置, 規模, 形態意匠, 色彩及び材料について配慮すること。特に, 立体造形看板や映像看板(LEDビジョン等)を設置する場合は, 十分に配慮すること。 										
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分に垣, 柵を設ける場合は, できる限り, 周辺景観と調和する自然素材とすること。やむを得ず, ネットフェンス, アルミフェンス等を用いる場合には, その内側に植栽を施すなど, 周辺の景観との調和に努めること。それらの場合, 閉鎖的にならないよう高さに配慮すること。 ・敷地規模に余裕のある場合は, できる限り敷地内の緑化に努めること。 										
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋上などに設ける設備は, 自然素材等で覆うなど, できる限り露出しないよう設置すること。やむを得ず露出する場合は, 落ち着いた色彩で着彩するなど歴史的街並みの中でできる限り目立たないよう工夫すること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は, 敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ, 位置, 規模, 形態意匠, 色彩及び素材とすること。 ・やむを得ず道路に面して駐車場等を設置する場合は, 伝統的な格子デザインを取り入れるなど, 道路からの見え方に配慮すること。 										

景観区分		事項	4) 既成市街地ゾーン										
位置				<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 									
高さ			<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 ・大きな壁面を有する建築物については、できる限り壁面の分節化や色使いに変化をつけ、窓などの開口部のデザインの工夫に努めること。 										
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 ・強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 ・壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色相	彩度	R（赤）	6以下	Y R（黄赤）	6以下	Y（黄）	6以下	G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）
色相	彩度												
R（赤）	6以下												
Y R（黄赤）	6以下												
Y（黄）	6以下												
G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）	6以下												
	建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 										
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 										
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 										

景観区分		事項	5) 住宅・一般市街地ゾーン										
位置				<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 									
高さ			<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 ・裏口的に利用される建物北側については、沿道からの見え方に配慮し、良好な住宅地景観の創出に努めること。 										
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色相	彩度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度												
R (赤)	6 以下												
Y R (黄赤)	6 以下												
Y (黄)	6 以下												
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下												
建築物に付帯する広告物			<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 										
緑化			<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 										
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 										

工作物

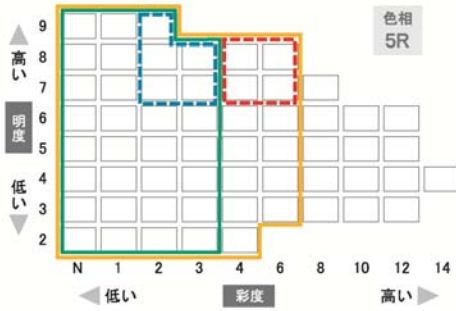
景観区分 事項	各ゾーン共通
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、景観形成重点地区における建築物の基準に準ずる。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類や用途に応じ、設置位置や形態意匠及び色彩等について当該地区の景観特性を考慮した上、周辺の景観との調和を図る工夫を行うこと。 ・地上に設置される太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）については、施設が与える景観的影響を鑑み、景観形成重点地区内への設置はできる限り避けるものとする。やむを得ず設置する場合は、周辺の歴史文化景観に配慮し、歩行者、車両等から直接見えないよう閉鎖的にならない高さ（1.5m位）の植栽等を施すこと。なお、周囲をフェンス等で囲う場合は、コンクリートブロック塀、ネットフェンス塀以外とすること。 位置については、道路の見通しの妨げにならないよう、必要な対策を講じること。また、事業区域の面積に応じ、適切な緩衝帯を設けること。 パネル及び付帯設備の色彩については、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とし、彩度は3以下（マンセル表色系による）とすること。 高さについては、山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないよう配慮すること。 ・通信用鉄塔の単独設置は、原則として不可とする。

その他（土地の形質の変更）

景観区分 事項	各ゾーン共通
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように努めること。 ・のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に努めること。 ・擁壁は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響を極力抑えるよう努めること。

6-4. 色彩基準誘導イメージ

■ 推奨色とマンセル値



【推奨色の見方】

推奨色範囲
城跡周辺地区地区計画ゾーン
景観形成重点地区
(中心歴史文化交流ゾーン)

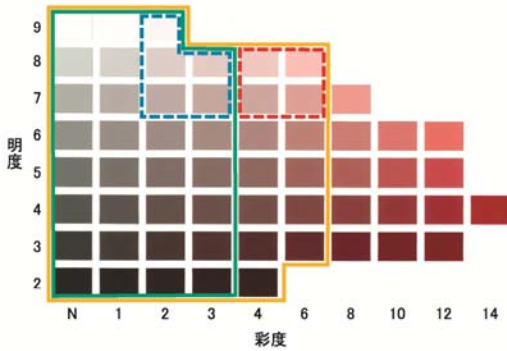
**避けた方が
良い色彩**
景観形成重点地区
(中心歴史文化交流ゾーン)

推奨色範囲
上記以外の景観計画区域
(駅前商業地ゾーン、沿道市街地ゾーン、
既成市街地ゾーン、住宅・一般市街地ゾーン、
工業地ゾーン、低地田園集落ゾーン、
台地田園集落ゾーン)

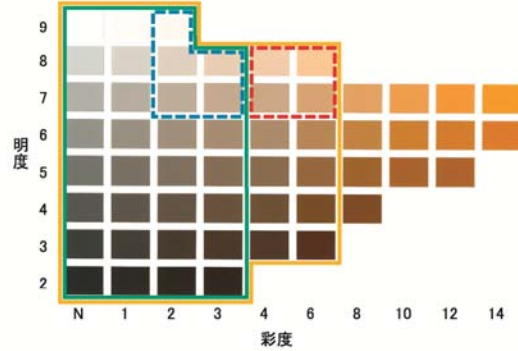
**避けた方が
良い色彩**
駅前商業地ゾーン
沿道市街地ゾーン
既成市街地ゾーン
住宅・一般市街地ゾーン
工業地ゾーン
低地田園集落ゾーン
台地田園集落ゾーン

※枠外の色彩については、彩度が高く色彩的調和が困難なため、
全てのゾーンにおいて推奨できません。

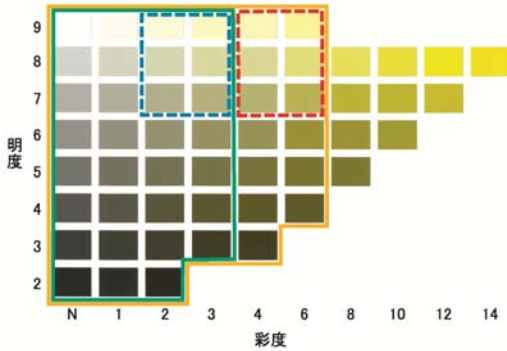
色相:5R(赤)



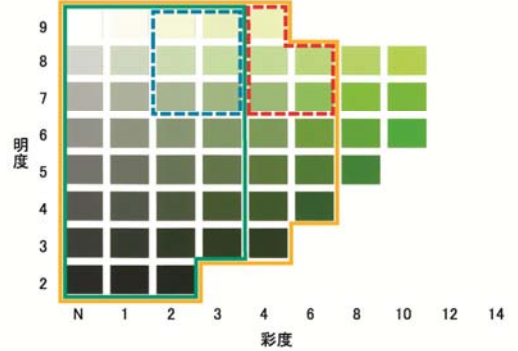
色相:5YR(黄赤)



色相:5Y(黄)

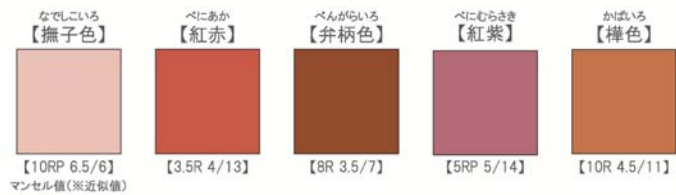


色相:5GY(黄緑)

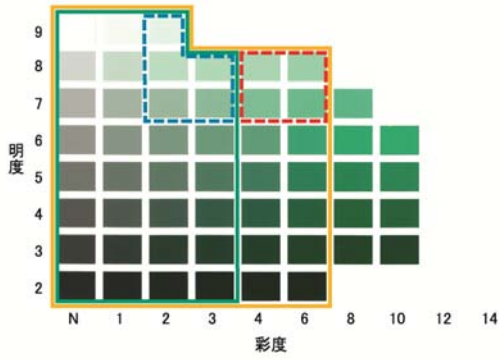


■ 伝統色の例(強調色として用いる推奨例)

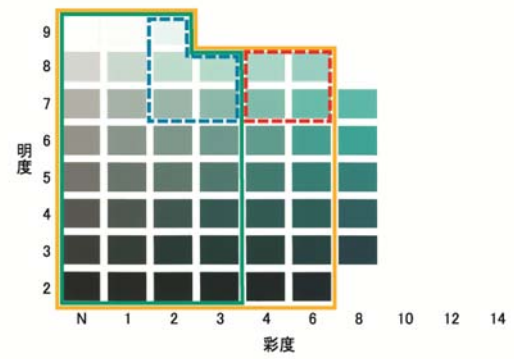
- ・アクセントとなる強調色は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮しましょう。
- ・強調色には、本場結城紬に見られるような、しっとりとした落ち着いた色のある色をイメージして、できる限り例に示すような伝統色を採り入れましょう。



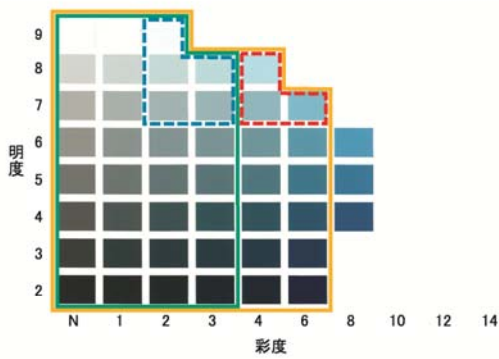
色相:5G(緑)



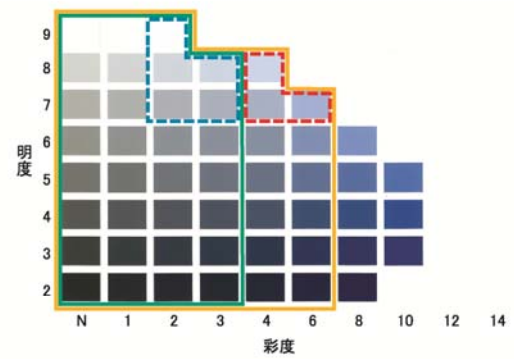
色相:5BG(青緑)



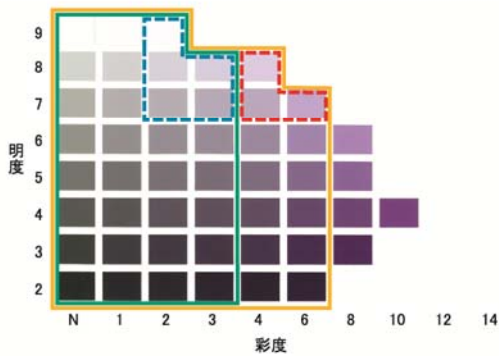
色相:5B(青)



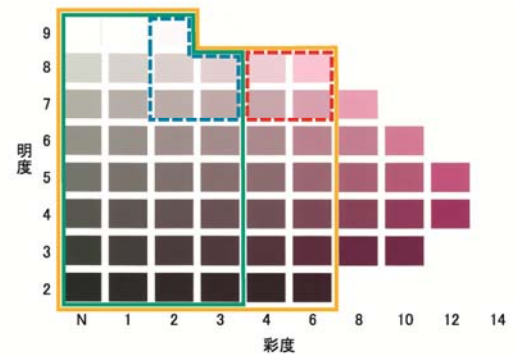
色相:5PB(青紫)



色相:5P(紫)



色相:5RP(赤紫)



だいだいいろ 【橙色】	やまぶきいろ 【山吹色】	やまぶきちや 【山吹茶】	うすもえぎ 【薄萌葱】	こけいろ 【苔色】	ときわみどり 【常磐緑】	るいいろ 【瑠璃色】	ぐんじょういろ 【群青色】	ふじねず 【藤鼠】
[5YR 6.5/13]	[10YR 7.5/13]	[1.5Y 6.5/9]	[8.5GY 7.5/7.5]	[2.5GY 5/5]	[3G 4.5/7]	[6PB 3.5/11]	[7.5PB 3.5/11]	[8.5PB 5.5/5]

※この色相表は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。
 ※ここに示す色相は、各色相の中間となる色相を例示しています。

7 その他景観計画に係る方針

7-1. 景観重要建造物の指定の方針

■ 景観重要建造物の指定の方針

- ①本市及び地区の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物であること。
- ②市民に親しまれ愛されている建造物であること。
- ③市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な建造物であること。
- ④道路その他の公共の場所から誰もが容易に見望できるものであること。
- ⑤建造物の維持管理を行う個人又は団体があること。

7-2. 景観重要樹木の指定の方針

■ 景観重要樹木の指定の方針例

- ①本市及び地区の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木であること。
- ②市民に親しまれ愛されている樹木であること。
- ③市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な樹木であること。
- ④道路その他の公共の場所から誰もが容易に見望できるものであること。
- ⑤樹木の維持管理を行う個人又は団体があること。

7-3. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に際しては、市全域としては茨城県屋外広告物条例（昭和49年3月30日茨城県条例第10号）の許可基準に従うとともに、建築物（建築物に付帯する広告物）及び工作物として、当面はそれらに関する景観形成基準に沿った誘導を行うこととします。

なお、より結城市らしい屋外広告物に係る景観形成を図っていくため、今後必要に応じ本市独自の屋外広告物条例の制定についても検討していくこととします。

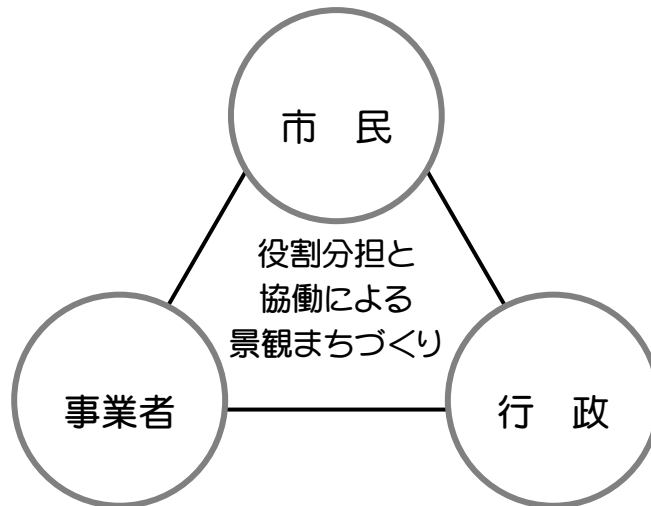
7-4. 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路や河川、公園など、本市の良好な景観形成を推進していく上で、特に重要となる公共施設については、景観形成の方針に沿った景観形成上の工夫や整備が図れるよう、今後、管理者との協議の上、景観計画において必要に応じ景観重要公共施設としての位置づけを検討していきます。

8 景観まちづくりの推進に向けて

8-1. 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

市民・事業者・行政は、各々の役割を踏まえながら、景観まちづくりを協働し推進していきます。



8-2. 景観まちづくりの推進方策

今後、本市における総合的かつ効果的な景観まちづくりを推進していくため、次のような推進方策を講じていきます。

- 「結城市景観条例」の制定
- 「結城市景観審議会」の設置
- 「景観アドバイザー」の設置
- 市内推進体制の構築・充実
- 市民の景観まちづくりへの参画促進と支援
- 事前協議等による効果的な景観誘導と景観計画等の周知

落ち着き しっとりとした 古き良きまち
水と緑あふれる うるおいのあるまち
美しい田園が広がる のびやかなまち
緑ゆたかでゆとりある 新しい暮らしが育つまち
歴史が 文化が 生活が 息づくまちなみ
みんなで守り 活かし 創り 整えながら
未来に伝え つないでいこう
わがまち結城の景観まちづくり



結城市景観計画【概要版】
平成29年3月

問合せ先：都市計画課 0296-32-1111(代)